

9・10月は動物の飼い方マナーアップ強化期間です



ペットは責任を持って飼いましょう

環境保全課 ☎ 5100



近年、多くの人が犬や猫などのペットと一緒に暮らしています。

そのような中、飼い主のマナー違反などによって数多くのトラブルが発生しています。

動物を飼う際には、マナーを守り、愛情と責任を持ってペットに接しましょう。動物への虐待は、動物愛護管理法により重く罰せられます。

犬の飼い方



●登録と予防注射

生後91日以上の子犬には、登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。室内飼いで外に出さないという場合も必要です。無登録・未注射は法律違反です。

◎登録

登録時に交付される鑑札は、狂犬病予防注射済票と共に必ず犬の首輪に付

けてください。

登録手数料 3千円

手続場所 環境保全課、総合支所

※飼い主や住所などが変わったときは変更届、犬が死亡した場合は死亡届の提出が必要です

◎狂犬病予防注射

毎年1回行うことが義務付けられています。

○集合注射（4月）で受けた場合⇒注射済票をその場で交付します。

○市内の動物病院で受けた場合⇒注射済票をその場で交付します。

○市外の動物病院で受けた場合⇒注射済票の交付申請が必要です。必ず注射済証明書を持参し申請を行ってください。

交付申請手数料 550円

申請場所 環境保全課、総合支所

●飼育の際のマナーなど

○放し飼いは山口県の条例違反となります。きちんとつないで飼いましょう。

○散歩の際は、ふんの回収道具とペットボトルに入れた水などを携行し、ふんは必ず持ち帰り、尿は洗い流すようにしましょう。

○他人の敷地や所有物、公共の場所で犬に尿をさせるのはマナー違反です。そのような場所で尿をしないよう、しっかりと犬を誘導しましょう。

犬・猫の譲渡

山口県の各環境保健所では、犬・猫の譲渡を行っています。保健所に保護収容されている犬・猫の情報など詳細については県ホームページ（QRコード参照）に掲載されています。



☎ 山口県岩国環境保健所 ☎ 1527

犬・猫の譲渡会 子犬のしつけ方教室

山口県動物愛護センターでは、犬・猫の譲渡会、子犬のしつけ方教室を毎月開催しています。希望者は問い合わせてください。

なお譲渡を受けるには事前に講習会を受講する必要があります。

☎ 山口県動物愛護センター ☎ 083-973-8315

猫の飼い方



●猫の飼い方3原則

①屋内飼育

放し飼いによる事故やふん尿などによる近所トラブルの防止、事故や感染症の危険から猫を守るために、屋内で飼育しましょう。

②身元の表示

首輪などに飼い主の身元を表示することで、迷い猫になるのを防ぎましょう。

③不妊去勢手術

猫は年に1〜3回出産し、あつという間に増えてしまいます。繁殖を望まない場合は、雌は不妊手術、雄は去勢手術を行いましょう。手術をすることで病気予防にもつながります。

猫は年に1〜3回出産し、あつという間に増えてしまいます。繁殖を望まない場合は、雌は不妊手術、雄は去勢手術を行いましょう。手術をすることで病気予防にもつながります。

●猫を捨ててはいけません

公園などの公共施設に猫が捨てられ、運営管理に支障が出たり、近隣住民に迷惑が掛かったりしています。猫などの愛護動物を遺棄するのは法律違反で重く罰せられます(100万円以下の罰金)。絶対に猫を捨てないでください。

●野良猫への餌やり

飼い主のいない猫に対する無責任な餌やりは、岩国市の条例違反です。近隣住民とのトラブルの元にもなります。

のでやめましょう。

猫のふん尿などで

困っている人へ

○飼い主が分かっている場合は、現状を説明し、冷静に話し合いましょう。

○猫の嫌がる臭いを利用しましょう(忌避剤、ドクダミ茶、生ニンニク、コショウなど)。

○石やアルミホイルを敷くなど、猫が好まない環境を作りましょう。



地域猫活動お届け講座

地域猫活動への理解を深めるため、市民などが主催する学習会に講師を派遣します。詳細は問い合わせてください。※地域猫活動とは、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫を、地域住民との共生を目指して不妊措置を行ったり、餌やふん尿の管理をして、一代限りの命を全うさせることを目的とした活動のことです

問 山口県岩国環境保健所 ☎ 291527

もし飼っている犬や猫が急にいなくなった場合、どうしたらいいのでしょうか。山口県岩国環境保健所の担当者に話を聞きました。

もしものときに備えて 今できること

山口県岩国環境保健所には、日々迷い犬や迷い猫が連れて来られます。身元不明のペットは飼い主が見つからない場合、殺処分されてしまう可能性があります。

ペットがいなくなったとき、まずは保健所や警察署に問い合わせてください。迷い犬や迷い猫が保護されている場合があります。

また迷い犬や迷い猫になるのは、大雨や雷が鳴ったときなど大きな音に驚いて逃げ出した場合が多いです。天気が悪い日に備えて、きちんとリードでつながれているか、柵や塀はペットが飛び越えにくい高さかどうかなど、もう一度飼育環境を見直してみてください。さらに、身元が分かるように身分証を付けておくことも大切です。

犬の首輪に付けることが義務付けられている鑑札と狂犬病予防注射済票には番号が記載されており、そこから飼い主が分かり連絡することができます。

猫については飼い主の名前や電話番号が書かれた首輪や迷子札などを付けるようにしてください。

また犬や猫だけでなく他のペットに対しても、マイクロチップを付けることで身元を証明することができます。

飼い主の事前の行いにより、円滑に迷子の動物を飼い主の元へ届けられる場合があります。救える命を救えるように、事前に備えておきましょう。